

(政令等で規定された規制の特例措置)

第三十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において政令又は主務省令により規定された規制に係る事業（以下この条及び別第二十四号において「政令等規制事業」という。）を実施し又はその実を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該政令等規制事業については、令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により定された規制に係るものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところより、規制の特例措置を適用する。

政令又は主務省令で規定された規制に係る事業については、これまで、別表第27号の規定による政令又は主務省令において特定事業として個別具体の事業を定めた上で、認定構造改革特別区域計画に記載された当該事業については、法第4条第11項の規定により、政令又は主務省令で定めるところにより、規制の特例措置を適用していました。

今般、新たに地方公共団体事務政令等規制事業に係る条例委任の特例を第35条に規定するに当たり、政令又は主務省令で規定された規制に係る事業についても同様に、当該事業に関する構造改革特別区域計画の認定及び規制の特例措置の適用について第4章において定めることとしたものです。